

報道関係各位	発信年月日	令和3年6月23日		
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
山陽小野田市スポーツ少年団	本部長 川崎 浩美	文化スポーツ推進課 主任主事 安 佳子	(0836) 82-1116	

件名	令和3年度山陽小野田市スポーツ少年団顕彰受賞者について
----	-----------------------------

内 容

標記の件について、下記のとおり受賞者を決定いたしましたので、お知らせします。

1 令和3年度山陽小野田市スポーツ少年団顕彰受賞者（7名）

チ ャ ム 名	氏名
山陽ジュニアフットボールクラブ	細野 晶義（ほその あきよし）
山陽ジュニアフットボールクラブ	三重野 毅（みえの たけし）
山陽ジュニアフットボールクラブ	近本 翔平（ちかもと しょうへい）
須恵ファイターズ	久保 英一（くぼ えいいち）
埴生柔道	澤田 茜（さわだ あかね）
高千帆・高泊ミニバス女子	小林 幸二（こばやし こうじ）
津布田バレーボール	山本 則子（やまもと のりこ）

2 受賞の内容

山陽小野田市スポーツ少年団顕彰規程第3条第2項「永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者」に該当するもの。
なお、山陽小野田市スポーツ少年団顕彰規程については、別紙のとおりです。

※例年、総会時に表彰式を開催しておりましたが、今年度につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催とし、表彰式は開催いたしません。

山陽小野田市スポーツ少年団顕彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山陽小野田市スポーツ少年団本部規定第2条の目的達成に貢献した者及び団の顕彰についての必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は、山陽小野田市スポーツ少年団本部長をもって行い、表彰状又は感謝状を贈呈する。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、他の模範となる単位スポーツ少年団。
- (2) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者。
- (3) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者。
- (4) その他、顕著な功績があるとして、山陽小野田市スポーツ少年団本部長が特に認めた者及び団。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により、各種目代表者が所定の期日までに山陽小野田市スポーツ少年団本部長宛てに行う。ただし、第3条第4号については、山陽小野田市スポーツ少年団理事会の推挙による。

(表彰の決定)

第5条 表彰者の決定は、山陽小野田市スポーツ少年団理事会にて行う。ただし、第3条第3号については、山陽小野田市スポーツ少年団本部長が専決することができる。

(顕彰の取り消し)

第6条 この規程により顕彰を受けた者で、その体面を汚す行為があったときは、顕彰を取り消すことができる。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、山陽小野田市スポーツ少年団理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成20年5月21日から施行する。